

第 10 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 24 年 9 月 11 日 (火) 19:00~

於 市役所 4 階 403 会議室

出席者：原田・大藤・中島・笠利・古賀・平嶋・船越・御笹・山崎

欠席者：大森・前田

1. 開会 (19 時~)

2. 分析シートの整理 (19 時 05 分~)

3. 今後の市民会議について (19 時 45 分~)

4. その他 (20 時 30 分~)

次回幹事会 平成 24 年 月 日 () 時~ 会議室

■課題テーマの分析シート 議会

課題や不満等

<p>28.議会(議員)に望む姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会が市民の方を向いてない 個人の御用さきになっている 将来展望の具体的なイメージを描く(高齢者福祉、居住環境等) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と議会の慣れあい・候補者の討論の場がない 委員会、議会で議論の過程の公開(葛藤があるくらいでないでないと議会にならない) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会は市民の意見を聴くこと 議会(議員)は二元代表制の機能が果たされていない・議論・検討が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 議会討論が熱心でない 議会は意思があるのか 結果として何もやっていない
---	---	---	---

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約	
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> 政策決定のプロセスが不明 	<ul style="list-style-type: none"> 熱心な議員もいる。悪い議員のことが目立っている 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の争点起こしの意欲に欠ける 議会は二元代表であるが、議員は市民の代表者ではなく、市民代弁者である 立法権を理解してない 伝わってこないから 市民にとって身近でないから 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の目が地元ばかりに向いていて、市全体に及んでいない 市民が地元の利益になることばかりを考えている 立法と監視 	<ul style="list-style-type: none"> 市民も議員も二元代表制が理解できていない 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会がなされていない(少ない)・議員の職務の明確(何をやる人なのか) 仕事の内容が住民に見えない 議会は市民意識を知ることが大事 住民と議会、議論が遠い 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策決定のプロセスが不明 議会報告会がなされていない・議員の争点起こしの意欲に欠ける 立法と監視 二元代表制が理解できていない 議員は市民の代弁者である 議員の職務の明確 熱心さが伝わってこない 市民にとって身近でない 仕事の内容が住民に見えない 市民の意識が低い 	振り分け
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> 重要な案件(市民への公聴会、住民投票) 		<ul style="list-style-type: none"> 質問を事前に通知しない 	<ul style="list-style-type: none"> 議員を選ぶシステムの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 請願及び陳情を市民による政策提案を位置づける 		<ul style="list-style-type: none"> 公聴会を開くべき 	<p>システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な案件は市民への公聴会、住民投票とする 請願及び陳情を市民による政策提案を位置づける 質問を事前に通知しない 議員を選ぶシステムの改善 	市民と議会 市民と議会 執行部と議会 選挙
		<ul style="list-style-type: none"> 議員が市民に接する場や方法がない(あるが知らない、利用されていない) 議事録が各公民館配置されている→知られていない 傍聴の機会をどう増やすか 議会のネット公開必要 情報を知る啓発が必要 議会の運営方法を市民も理解する 		<ul style="list-style-type: none"> 議員と市民が話し合える場をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 議会情報公開の徹底 市民に対する説明責任 議会での経過説明を個人見解ではなく、議会での審議内容をしめせ 市民に対する議会報告会の開催の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告は定期的に個人が実施する 市民との対話をする 市民の声を聞く際に定例日を設ける 市民へ定例的に報告会を実施する お互いに対話する仕組み(住民、議会の双方) 		<p>報告、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員と市民が話し合える場をつくる、場があることを伝える 議会のネット公開 議会の運営方法を市民も理解する 市民に対する議会報告会の開催の義務化、定例日を設ける 	市民と議会 広報 市民の責務 市民と議会
	<ul style="list-style-type: none"> 私利私欲に走らず、貢献する意識 		<ul style="list-style-type: none"> 不安、不信感から安心、頼れる議員へ 自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の資質を向上させる取り組み 議会(員)アドバイザー制度 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法 93 条第 2 項にのっとって活動をする(二元代表制) 二元代表制がわからない人は議員になるな 			<p>望む姿、資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 私利私欲に走らず、貢献する意識 不安、不信感から安心、頼れる議員へ 自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために 議会(員)アドバイザー制度 法 93 条第 2 項にのっとった活動 	活動の原則 活動の原則 議員の責務 活動の原則 議会・議会事務局体制整備 活動の原則

課題や不満等

<p>29.議員の資質 ・不勉強、不熱心、競争がない ・議員の質疑に問題がある</p>	<p>・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない</p>	<p>・議員は志を高く持ち、命をかけなければ ・レベル低すぎ</p>	<p>・市民会議等に関心がない</p>
--	--	---	---------------------

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約	
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉職と認識している ・議員が不勉強 ・市民は議会に無関心 ・選んだ側にも問題 		<ul style="list-style-type: none"> ・御用ききにしている市民 ・市民の関心が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の関心が低い ・選ぶ市民がわるい ・選び方がわるい（地区代表に偏りすぎ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革及び議会基本条例に対する認識不足 ・議員の勉強不足、不熱心、競争がない ・市民に信頼され存在感のある議会ではない ・議員自身の自己研鑽と資質向上の不足 ・議会は議員による討論の広場であることの認識不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関としてアプローチが弱い（不勉強） 		<ul style="list-style-type: none"> ・名誉職と認識している ・議会改革及び議会基本条例に対する認識不足 ・議員の勉強不足、不熱心、競争がない ・市民に信頼され存在感のある議会ではない ・議員自身の自己研鑽と資質向上の不足 ・議会は議員による討論の広場であることの認識不足 ・意思決定機関としてアプローチが弱い ・市民の関心が低い・御用ききにしている市民・選ぶ市民がわるい ・選び方が悪い（地区代表に偏りすぎ） 	振り分け
		<ul style="list-style-type: none"> ・議員は市民の困りごと不満や不安を聞く 			<ul style="list-style-type: none"> ・議員の政治論理 	<ul style="list-style-type: none"> ・強リーダーシップ（考え方、表現力） ・議員の力不足、現状が理解できていない。税金を増やす方法を！将来のまちづくりの展望を！ 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト、有言実行。 ・市（市民）の利益を考えて行動すべき 	<p>望む姿、意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員は市民の困りごと不満や不安を聞く ・強リーダーシップ（考え方、表現力） ・マニフェスト、有言実行 ・市（市民）の利益を考えて行動すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の原則 活動の原則 活動の原則 活動の原則
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、議員の任期制 ・議員研修会 ・市民の傍聴も可とする ・市民講師 ・市民は市議を育てよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会から全議員への話を聞く場、制度を作る ・議員の問題は市民の投票行動の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格投票方式 ・議員評価委員会を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争を生み出すために議会を土日開催にし、サラリーマン議員などを増やす ・市民が傍聴しやすいように議題などを分かりやすくし、集まりやすい日時にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修の充実強化 ・議員相互間の自由討議による合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の政策を訴える方法の開発。支持者以外との対話 ・議員は常に市民に対して、どういうまちにしたいのかを語る ・賛否だけでなく、議会として恥じない意思を示す必要がある。 		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠格投票方式 ・議員評価委員会を設置する <p>能力向上・意識啓発の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の土日・休日開催 ・議員相互間の自由討議による合意形成 ・自治会から全議員への話を聞く場、制度 ・市長、議員の任期制 ・議員研修の充実強化 ・市民講師 ・市民が市議を育てる ・自己の政策を訴える方法の開発 ・市民に対して、どういうまちにしたいのかを語る ・賛否だけでなく、賛否の理由を語る必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の評価 第三者の評価 市民と議会討議 コミュニティと議会の関係 身分研修 研修 市民と議会研修 活動の原則 市民と議会活動の原則

課 題 や 不 満 等

30.議会(議員)の数 ・議員 18 名は多すぎる	・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない
-------------------------------------	---------------------------------------

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班	7 班	集約		
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> 会派の存在は問題 	<ul style="list-style-type: none"> 集落の代表の議員が問題→全体を考える人へ 議員の仕事があいさつになっている 立候補者が少ないのが問題 	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法 効果と報酬がマッチしていない(不均等) 定員数ギリギリの候補者数 	<ul style="list-style-type: none"> 働いていないように思える(市民の期待に応えていない) 		<ul style="list-style-type: none"> 議員数が多すぎる。7万市民→18名は多い 多すぎるとは必ずしも思わない。 		<ul style="list-style-type: none"> 集約 集落の代表の議員が問題→全体を考える人へ 議員の仕事が挨拶になっている 評価方法。効果と報酬がマッチしていない(不均等) 働いていないように思える(市民の期待に応えていない) 立候補者が少ないのが問題 定員数ギリギリの候補者数 議員数が多すぎる。7万市民に18名は多い 多すぎるとは必ずしも思わない 	振り分け	
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数は15人にする 	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数を減らして競争力をつける→資質が上がる 		<ul style="list-style-type: none"> 減らせばいいという問題ではない 		<ul style="list-style-type: none"> 議員の数、人口比率で定員を決める 7小学校→各2名の14名が良好と考える 議員の数は小学校校区2名の計14名でよい 適正な人員を常に監督する仕組みづくり 多世代の議員が活動できる仕組みが必要 		<ul style="list-style-type: none"> 議員の数 議員定数は15人 7小学校に各2名の14名 人口比率で定員を決める 議員定数を減らし競争力をつける 減らせばいいという問題ではない 適正な人員を常に監督する仕組みづくり 多世代の議員が活動できる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 定数 定数 定数 第三者の評価 第三者の評価 第三者の評価 定数 	
	<ul style="list-style-type: none"> 報酬を上げ少数精鋭とする 	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数と給与と仕事の間を関係を考える 	<ul style="list-style-type: none"> やった仕事に対して報酬を払うべき 日当制 				<ul style="list-style-type: none"> 議員は70歳まで、給金400~500万。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の評価制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬、評価制度 議員定数と給与と仕事の間を関係を考える やった仕事に対して報酬を払うべき・日当制 議員の評価制度の導入 報酬を上げ少数精鋭とする 議員は70歳まで、給金400~500万 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の倫理 第三者の評価 活動の原則 第三者の評価 第三者の評価 定数、議員の倫理 定数 第三者の評価
		<ul style="list-style-type: none"> 議員の問題は市民の投票行動の問題 地域活動が票になっている⇔議会での発言は知らない⇒議会の姿で投票する 	<ul style="list-style-type: none"> 任期を2期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを 						<ul style="list-style-type: none"> 市民が選ぶ方法 議員の問題は市民の投票行動の問題 地域活動が票になっている⇔議会での発言は知らない⇒議会の姿で投票する 任期を2期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙 市民の責務 市民と議会 定数

■課題テーマの分析シート 議会

課題や不満等

<p>31.議会運営 ・反問権【首長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、反問することができる権利】が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市議会の議論が休憩中に行われ大事な事が決まっている 議会事務局の独立性 政務調査費のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の評価制度を導入する 議会の夜、休日開催 	<ul style="list-style-type: none"> 議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない
---	---	---	--

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約	
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> 執行部側の説明がない 議員が市長の顔色をうかがっている 暫時休憩が多発、市民の見えないところで重要なことが決まる 議会をなめている(執行部が) 議会と執行部のなれあい 議会運営はストーリーが事前に決まっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に議員の活動が見えない 結論ありきの話し合いがある→順番、根回し 	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査費報告がズサンすぎる 	<ul style="list-style-type: none"> 議論することが重要なのに議論されない(議員にも勉強が必要) 評価内容が難しいのでつくりにくい 				<ul style="list-style-type: none"> 執行部側の説明がない 執行部が議会をなめている 議会と執行部のなれあい 議員が市長の顔色うかがい 議会運営はストーリーが事前に決まっている 市民の見えないところで重要なことが決まる 議論することが重要なのに議論されない(議員にも勉強が必要) 政務調査費報告がズサン 評価内容が難しい 	振り分け
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> 案件によっては夜間祝日に開催も(子育てなど) 日当制にする案もある(矢祭町)3万×30=90万 		<ul style="list-style-type: none"> 議会を、夜・休日開催にする 		<ul style="list-style-type: none"> 市民が集まりやすい日に議会を開催する 各委員会は市民が傍聴しやすい夜間、休日に開催する 	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項(案件)は、議会の場で討議すべき(休憩中はNG) 	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項(案件)は、議会の場で討議すべき(休憩中はNG) 	<p>開催日</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て等案件によっては、夜間や土日、休日に開催にする 日当制 議員の仕事をも市民へ伝えるための情報発信 <p>議会運営のルール、方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 議論できる議会にするため反問権が必要 常任委員会・特別委員会に対する参考人制度、公聴会制度の導入 市民の議会参加システム 一問一答方式の導入 対等な形の議論を保障するルール 評価制度 重要事項(案件)は、議会の場で討議すべき(休憩中はNG) <p>情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 政務調査報告書の書式基準を厳格にする(予算の他、報告書、レポート作成を報告会) 	<p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の体制整備 →議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立
	<ul style="list-style-type: none"> 地方議員の仕事を市民が理解する、整理する 議員個人のHPか新聞の情報公開が必要 議論の経過が公にされるようにしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査報告書の書式基準を厳格にする(予算の他、報告書、レポート作成を報告会) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価制度ではなく、レポート報告会など考えをさらす場をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査費による活動状況の市民に対する報告の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会・特別委員会に対する参考人制度、公聴会制度の導入 政務調査費は議員個人に交付 市民の議会参加システムをつくる 議員自身の資質向上の為に市民にわかりやすい議会にする為に一問一答方式の導入 市長及び市職員に対する反問権の付与 	<ul style="list-style-type: none"> 議論できる議会にするため反問権が必要 力関係でない対等な形の議論を保障するルールづくり 評価制度を設ける。議会、市役所、住民? 議員の評価で報酬を決める。 			
					<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の体制整備 →議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立 			<p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の体制整備 →議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立 	

■課題テーマの分析シート 議会

課題や不満等

<p>32.情報公開 ・市民に対して、議会としての議会（定例会）報告が行われていない</p>	<p>・「広聴」「広報」もない（HP 持っている議員が 3 名） ・議会運営状態の明確化</p>	<p>・議員の賛否が全く不明・透明性が大事 ・議員がどのような活動をしているか知りたい</p>	<p>・議員としての仕事をどれだけの議員がしているのか ・活動報告を義務化</p>
--	---	--	--

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約		
なぜ	・知らせる意識がない			・議員が市民のニーズを知らない。市民も議員の活動を知らない		・議員個人の活動が広く知られていない、知らせていない		・知らせる意識がない ・議員が市民のニーズを知らない ・市民も議員の活動を知らない ・議員個人の活動が広く知られていない、知らせていない	振り分け	
解決の方向	・議員が本当の姿、政策・・・が気楽に聞ける場が欲しい(議会として)	・議員と市民の対話の場を作る（批判ではなく、理由を聞く） ・地域に議員を呼ぶ方法（公平に呼ぶルール） ・議員と自治会の関係を作る（公開討論会）			・市民、市民団体、NPO等との意見交換の場の設置 ・議員及び市民が自由に情報及び意見を交換システムの確立			意見交換の場の設置 ・議員と市民の対話の場を作る ・地域に議員を呼ぶ方法 ・市民、市民団体、NPO等との意見交換の場の設置 ・議員と自治会の関係を作る（公開討論会） ・議員及び市民が自由に情報及び意見を交換システムの確立		
	・公式の活動報告会の義務化	・議会の開催を市民に知らせる ・議会報告では物足りない⇒議会、傍聴をする	・住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい	・知りたい側、知らせる側の努力が必要 ・報告会が必要（議員個人ではなく議会全体の） ・傍聴サービスの向上（資料配布など）	・議員活動の情報の提供 ・議会活動に関する情報の徹底 ・議員活動の情報の提供 ・市民に対する説明責任	・議会活動の報告の義務化。 ・議員は年に4回ほど議会に報告する。			情報共有 ・議会活動の報告の義務化 ・住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい ・知りたい側、知らせる側の努力が必要 ・傍聴サービスの向上（資料配布など）	
		・情報を住民の身近な場所におく		・賛否の理由をわかるようにする	・市民がもっと議会に関心を持つような広報活動に努めてほしい ・議会広報の充実→情報技術の発達をふまえた多様な広報手段の活用	・議会（会議）、議会便り、ホームページなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える ・議論の透明性の確保	・HPを持つべき（公開すべき）		情報共有の方法 ・情報を住民の身近な場所におく ・賛否の理由をわかるようにする ・市民がもっと議会に関心を持つような広報活動に努める ・議会（会議）、議会便り、ホームページなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える ・議論の透明性の確保	
		・休憩中の話し合い→議事録にのらない 対策が必要→休憩を話の途中に作らない ・議論は会議中に行う（意識が必要） ・反問権があれば議員が勉強する						意見交換のルール ・議論は会議中に行う（休憩中の話し合いは議事録にのらない） ・反問権があれば議員が勉強する		